

制定 平成25年11月27日 原管廃発第1311278号 原子力規制委員会決定

第二種廃棄物埋設事業に係る廃棄物埋設施設における保安規定の審査基準について次のように定める。

平成25年11月27日

原子力規制委員会

第二種廃棄物埋設事業に係る廃棄物埋設施設における保安規定の
審査基準の制定について

原子力規制委員会は、第二種廃棄物埋設事業に係る廃棄物埋設施設における保安規定の審査基準を別添のとおり定める。

なお、規制等業務の当面の実施手順に関する方針（原規総発第120919097号）2.（2）の規定に基づき旧原子力安全・保安院より継承されている「第二種廃棄物埋設事業に係る廃棄物埋設施設保安規定の審査について（内規）」（平成21・02・12 原院第3号）は、以後用いない。

附 則

この規程は、平成25年12月18日より施行する。

第二種廃棄物埋設事業者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第51条の18第1項及び核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和63年総理府令第1号。以下「第二種埋設規則」という。）第20条第1項の規定に基づき、事業所ごとに保安規定を定め、原子力規制委員会の認可を受けることが義務付けられている。

これを受け、認可を受けようとする第二種廃棄物埋設事業者は、第二種埋設規則第20条第1項において規定されている各項目について定め、申請書を提出することが求められている。

申請書を受理した原子力規制委員会は、第二種廃棄物埋設事業者から申請された保安規定について、原子炉等規制法第51条の18第2項に定める認可要件である「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上十分でない」と認められないことを確認するための審査を行うこととしている。

したがって、保安規定の審査における基準を明確にする観点から、保安規定の認可の審査に当たって確認すべき事項を次のとおり定める。

第二種埋設規則第20条第1項第1号 関係法令及び保安規定の遵守のための体制

- 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき要領書、作業手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守し、その位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。
- 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にを行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。

第二種埋設規則第20条第1項第2号 安全文化醸成のための体制

- 安全文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき要領書、作業手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、その位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。

- 保安の確保を最優先する価値観を組織の中で形成し、維持し、強化していく当該組織としての文化を継続的に醸成するための体制を確実に構築することが明確となっていること。

第二種埋設規則第20条第1項第3号 廃棄物埋設施設の品質保証

- 「核燃料物質の加工の事業に関する規則第7条の2の2から第7条の2の8、使用済燃料の再処理の事業に関する規則第8条の3から第8条の9等の要求事項に対する社団法人日本電気協会電気技術規程「原子力発電所における安全のための品質保証規程（J E A C 4 1 1 1 - 2 0 0 9）」の取扱いについて（内規）」（平成22・03・03原院第1号（平成22年3月17日原子力安全・保安院制定（N I S A - 1 8 1 c - 1 0 - 1、N I S A - 1 9 1 c - 1 0 - 1、N I S A - 3 1 4 c - 1 0 - 1））において認められたJ E A C 4 1 1 1 - 2 0 0 9又はそれと同等の規格に基づく品質保証計画が定められていること。
- 品質保証に関する記載内容については、「第二種廃棄物埋設事業に係る廃棄物埋設施設の保安規定における品質保証に関する記載について」（平成21・02・12原院第6号（平成21年3月2日原子力安全・保安院制定（N I S A - 1 9 2 a - 0 9 - 1）））を参考として記載していること。
- 作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、第二種埋設規則第13条の10に規定された要領書、作業手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といった品質保証に係る文書の階層的な体系の中で、その位置付けが明確にされていること。

第二種埋設規則第20条第1項第4号 廃棄物埋設施設の管理を行う者の職務及び組織

- 廃棄物埋設施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。

第二種埋設規則第20条第1項第5号 廃棄物取扱主任者の職務の範囲等

- 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）の取扱いに関して、保安の監督を行う廃棄物取扱主任者の選任について定められていること。

- 廃棄物取扱主任者が保安の監督の責務を十全に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第51条の21に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容について適切に定められていること。また、廃棄物取扱主任者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。
- 特に、廃棄物取扱主任者が保安の監督に支障をきたすことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも廃棄物埋設施設の保安組織から廃棄物取扱主任者が、独立していることが当然に求められるものではない。

第二種埋設規則第20条第1項第6号 保安教育

- 放射線業務従事者（協力企業に属する者を含む。以下「従事者」という。）について、保安教育実施方針が定められていること。
- 従事者について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。
- 従事者について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。
- 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起ささないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容とその見直しの頻度等について明確に定められていること。

第二種埋設規則第20条第1項第7号 放射能の減衰に応じた第二種廃棄物埋設についての保安のために講ずべき措置

- 周辺監視区域及び埋設保全区域の設定及び廃止を含め、放射能の減衰に応じた第二種廃棄物埋設についての保安のために講ずべき措置の内容が、事業許可申請書又は廃棄物埋設施設の定期的な評価等の結果に基づき定められていること。

第二種埋設規則第20条第1項第8号 管理区域、周辺監視区域及び埋設保全区域の設定等

- 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。

- 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。
- 管理区域内において特別措置が必要な区域について採るべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁、その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。
- 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。
- 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。
- 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。
- 管理区域から物品又は核燃料物質等を搬出及び運搬する際に講ずべき事項が定められていること。
- 埋設保全区域を明示し、埋設保全区域についての管理措置が定められていること。
- 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。周辺監視区域を廃止する場合は、この限りではない。
- 協力企業に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。

第二種埋設規則第20条第1項第9号 排気監視設備及び排水監視設備

- 放射性気体廃棄物が発生する場合は、その放出箇所、放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。
- 放射性液体廃棄物が発生する場合は、その放出箇所、放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。

第二種埋設規則第20条第1項第10号 線量、線量当量、汚染の除去等

- 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置が定められていること。
- 第二種埋設規則第14条に基づく、床・壁等の除染を実施すべき表面汚染密

度の明確な基準が定められていること。

- 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。
- 廃棄物埋設地からの異常な漏えいの監視に関する事項が定められていること。
- 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。
- 核燃料物質等の事業所外への運搬に関する事業所内の措置が定められていること。
- 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1）））を参考として記載していること。
- 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。

第二種埋設規則第20条第1項第11号 廃棄物埋設地及びその周辺の状況の監視

- 廃棄物埋設施設の定期的な評価等に必要な情報並びに廃棄物埋設地及びその周辺の状況の監視の方法に関する事項が定められていること。

第二種埋設規則第20条第1項第12号 放射線測定器の管理等

- 放出管理用計測器について、計測器の種類、所管箇所及び数量が定められていること。
- 放射線計測器について、計測器の種類、所管箇所及び数量が定められていること。

第二種埋設規則第20条第1項第13号 廃棄物埋設施設の巡視及び点検

- 日常の保安活動の評価を踏まえ、廃棄物埋設施設の点検対象施設及び設備並びに廃棄物埋設地の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関すること（巡視及び点検の頻度を含む。）について、適切な内容が定められていること。

第二種埋設規則第20条第1項第14号 放射性廃棄物の運搬、廃棄等

- 事業所内における放射性廃棄物の運搬、廃棄等に際して保安のために講ずべき措置として、放射性物質の飛散又は漏えいを防止する措置を講ずることが

定められていること。

第二種埋設規則第20条第1項第15号 非常の場合に採るべき処置

- 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。
- 緊急時における操作に関する社内規程類を作成することが定められていること。
- 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。
- 緊急事態の発生をもってその後の措置は防災業務計画によることが定められていること。
- 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。
- 事象が収束した場合は、緊急時体制を解除することが定められていること。
- 防災訓練の実施頻度について定められていること。

第二種埋設規則第20条第1項第16号 記録及び報告

- 廃棄物埋設施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていることが求められる。
- 第二種埋設規則第13条に定める記録について、その記録の管理が定められていること。
- 事業所長及び廃棄物取扱主任者に報告すべき事項が定められていること。
- 特に、第二種埋設規則第22条の17各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。
- 当該事故故障等の事象に準ずる事象について、具体的に明記されていること。

第二種埋設規則第20条第1項第17号 廃棄物埋設施設の定期的な評価等

- 廃棄物埋設施設の定期的な評価等に関することについては、「第二種廃棄物埋設施設の定期的な評価等に関する運用ガイド」（原管廃発第1311279号（平成25年11月27日原子力規制委員会決定））を参考に、第二種

埋設規則第19条の2に規定された廃棄物埋設施設の定期的な評価等を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的及び放射能の減衰に応じた第二種廃棄物埋設についての保安のために講ずべき措置を変更しようとするときに実施することが定められていること。

- 廃棄物埋設施設の定期的な評価等に関することについては、第二種埋設規則第19条の2第1項又は第2項の規定に基づく措置を講じたときは、これらの項の各号に掲げる評価の結果を踏まえて、保安活動の計画、実施、評価及び改善並びに品質保証計画の改善を行うことが定められていること。
- 廃棄物埋設施設の定期的な評価等に関することについては、評価に用いるモデル及びパラメータ等は、評価時点における最新知見に基づき設定され、その信頼性及び科学的合理性を示さなければならないことが定められていること。

第二種埋設規則第20条第1項第18号 技術情報の共有

- メーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を事業者の情報共有の場を活用し、他の廃棄物埋設事業者と共有し、自らの廃棄物埋設施設の保安を向上させるための措置が記載されていること。

第二種埋設規則第20条第1項第19号 不適合発生時の情報の公開

- 廃棄物埋設施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。

第二種埋設規則第20条第1項第20号 その他必要な事項

- 日常の品質保証活動の結果を踏まえ、必要に応じ、廃棄物埋設施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。
- 廃棄物埋設事業者が、核燃料物質等による災害を防止するため、保安活動を原子炉等規制法第51条の18第1項の規定に基づき保安規定として定めることが「目的」として定められていること。
- 安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（ALARA：as low as reasonably achievable）の精神にのっとり、核燃料物質等による災害防止のために適切な品質保証活動のもと保安活動を実施することが「基本方針」として定められていること。